かながわ農業サポーターが耕作を開始するまでの流れ (令和6年度の予定)

主なスケジュールと概要

「かながわ農業サポーター事業説明会」 令和6年7月24日、25日



「営農計画策定研修会」

1日目;令和6年8月7日

2日目: 令和6年8月28日、29日



「かながわ農業サポーターへの申請」

令和6年9月27日

申請書等書類提出締め切り



「営農計画認定委員会」

令和6年11月~令和6年12月 参入を希望する市町村にて実施 ※認定委員会に先立ち、申請者には、

「市町村面接」を受けていただきます。

両日ともに、以下の内容で開催します。

- かながわ農業サポーター制度
- ・農地の貸し借りの仕組みについて
- ・農業協同組合の概要
- ・販売に伴う確定申告について

かながわ農業サポーターに申請するために必要な知識、手続きについての研修会です。

1日目;集合研修

(農薬に関する研修など)

2日目;個別相談会(30分程度)

※申請時に必要となる営農計画書の内容に ついて、個別に指導を行います。

申請書類(営農計画書、研修終了証明書など)を、参入を希望する市町村を管轄する 『地域県政総合センター等』に提出します。

申請者には、参入を希望する市町村の農政部局、農業委員会、県関係部局による面接を受けていただきます。

認定委員会では、営農計画書、研修受講状況、 面接結果などを、参考に審査し、認定の可否 を決定します。





(令和6年11~12月)



不認定

認定委員会での指摘事項を改善することにより、翌年度以降、再度申請することは可能です。



参入に向けた調整(認定後~)



耕作の開始

耕作可能な農地の確保(市町村等)と、農 地所有者、農業サポーターの意向確認を行 い、必要な手続きを行います。

- ・中間管理事業等による土地賃借の手続き
- ・土地所有者、農業サポーター、(公社) 農業会議、県の4者による協定の締結